

老発 0908 第 5 号
令和 7 年 9 月 8 日

公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和 7 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
の国庫補助協議の結果について

令和 7 年 7 月 23 日付日精協発 25056 号で提出のあった国庫補助協議については、平成 15 年 5 月 21 日老発第 0521001 号本職通知「老人保健健康増進等事業実施要綱」第 3 条に規定する老人保健健康増進等事業評価委員会における評価の結果、別紙のとおり採択することとしましたので通知します。

令和7年度 老人保健増進等事業 採択事業一覧

実施主体名： 公益社団法人日本精神科病院協会

[illegible]

【事業実施に当たっての注意点】

①表中「採択（内示）にあたっての条件」とは、事業評価委員会における審査の結果、採択するための条件又は事業実施に当たって注意すべき点として付されたものであり、事業主体は必ず履行すること。

②事業実施にあたっては、老人保健健康増進等事業実施要綱第5条を厳守すること。

③研究報告書等の成果物の作成にあたっては、必ず上記事業名を使用すること（名称変更は認められない）。なお、指定された様式を満たしていない成果物については、再作成を命ずることがある。